

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第 1 項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2020年8月31日

【事業年度】 第12期(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

【会社名】 Spiber株式会社

【英訳名】 Spiber Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役 関山 和秀

【本店の所在の場所】 山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地 1

【電話番号】 (0235)25 - 3907(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 蓑田 正矢

【最寄りの連絡場所】 山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地 1

【電話番号】 (0235)25 - 3907(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 蓑田 正矢

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
営業収益 (千円)	291,666	291,666	394,444	200,000	233,307
経常損失 () (千円)	395,082	1,240,183	284,266	2,524,639	2,663,155
親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	437,642	1,326,307	863,815	2,782,127	2,671,173
包括利益 (千円)	439,899	1,376,906	857,675	2,768,179	2,728,897
純資産額 (千円)	3,179,546	12,605,250	11,747,574	10,294,872	13,445,914
総資産額 (千円)	4,415,734	14,886,256	14,054,887	11,590,574	14,909,523
1 株当たり純資産額 (円)	208.53	606.11	562.33	482.07	599.67
1 株当たり当期純損失 () (円)	37.44	87.66	43.78	140.64	129.90
自己資本比率 (%)	61.86	80.33	78.94	83.06	85.93
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	296,519	276,454	1,310,283	2,185,442	2,001,494
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	422,135	5,120,290	2,160,387	1,868,002	1,282,295
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,991,049	8,700,076	-	1,308,600	5,841,741
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,404,099	6,707,431	7,557,535	4,812,690	7,346,570
従業員数 (人)	51	67	120	135	156

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 2015年 2 月12日付にて普通株式 1 株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
営業収益 (千円)	291,666	291,666	394,444	200,000	263,307
経常損失() (千円)	385,105	1,194,655	577,134	2,559,324	2,586,495
当期純損失() (千円)	429,846	1,271,298	869,955	2,796,074	2,630,128
資本金 (千円)	2,055,330	7,326,660	7,326,660	8,126,860	11,226,830
発行済株式総数 (株)	13,100	19,729,100	19,729,100	20,209,000	21,803,100
純資産額 (千円)	2,739,589	12,010,950	11,140,995	9,660,397	12,910,209
総資産額 (千円)	3,975,252	14,050,645	13,240,819	10,738,588	14,156,819
1株当たり純資産額 (円)	209.13	608.79	564.70	483.71	604.25
1株当たり 当期純損失() (円)	36.77	84.02	44.10	141.35	127.91
自己資本比率 (%)	68.92	85.48	84.14	89.96	91.19
従業員数 (人)	51	67	120	135	156

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 2015年2月12日付にて普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

4. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 当社は配当を行っていないので、1株あたり配当額及び配当性向について記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であります。

2 【沿革】

当社の取締役兼代表執行役である関山和秀と取締役兼執行役である菅原潤一は、「人類規模の課題を解決する」という志の下、2004年9月より山形県鶴岡市にある慶應義塾大学先端生命科学研究所にてクモフィブロイン(注)繊維(以下、クモ糸)の人工合成の研究を開始しました。そして2007年1月、実験室レベルでのクモ糸人工合成を成功させたことをきっかけに、「より豊かで持続可能な人類社会の実現に貢献するために、タンパク質素材を持続可能な次世代の基幹素材として普及させる」ことをビジョンに掲げ、同年9月に当社を設立いたしました。

(注) クモの糸や蚕の絹の主要成分である繊維状タンパク質の一種。物理的な構造材料としての役割を担う構造タンパク質のひとつ。

年月	概要
2007年 9 月	神奈川県藤沢市にてスパイバー株式会社(資本金10百万円)を設立
2008年 6 月	山形県鶴岡市に本社移転
2014年 3 月	会計監査人設置会社へ移行
2014年 6 月	監査役設置会社から委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)に移行
2014年 9 月	小島プレス工業株式会社との合併により、Xpiber株式会社(現・連結子会社)を設立
2015年 4 月	Spiber株式会社に社名変更
2015年 4 月	新本社研究棟の竣工に伴い、Spiber株式会社およびXpiber株式会社の現住所へ本社を移転
2018年 8 月	株式会社シンプロジェン(現・関連会社)の株式取得
2018年11月	Spiber (Thailand) Ltd.(現・連結子会社)を設立し、タイ国に量産設備の建設する検討開始

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社であるXpiber株式会社、Spiber (Thailand) Ltd.により構成される。以下同じ。)は、より豊かで持続可能な社会を実現するため、人類が直面している様々な世界規模の課題を解決すること使命としており、「構造タンパク質」を持続可能な新世代の基幹素材として普及させるための研究開発に取り組んでいます。当社グループの事業セグメントは構造タンパク質事業のみの単一セグメントです。

(1) 研究開発の概要

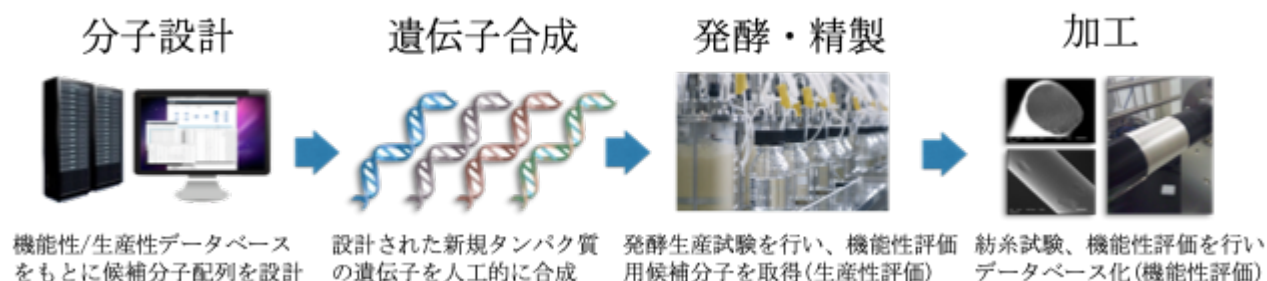
約38億年前の生命誕生以来、地球上のあらゆる生物はその体を造る基幹素材としてタンパク質を利用してきました。クモが命綱に使う糸の重さあたりの強靱性は鉄の約340倍であり、その優れた衝撃吸収性は他を圧しています。アリの歯はチタン合金並みの硬度を有し、ある種の昆虫に見られる驚異的な跳躍力は彼らに搭載されたエネルギーロスの少ないゴム組織により実現されています。ウールやカシミアも生物由来の材料ですが、保温性や吸湿速乾性など、衣料材料として優れた特性を有することは広く知られています。これらの主成分はみなタンパク質です。タンパク質は20種類のアミノ酸からなる生体高分子であり、結合させるアミノ酸の種類や個数を変えることで多様な機能を生み出すことができます。地球上には、何十億年もの間、突然変異と自然淘汰の中で洗練されてきた膨大な種類のタンパク質が存在しています。

石油をはじめとする化石資源に頼らず、地上資源の循環によって成り立つ持続可能な社会を実現する上で、タンパク質素材の果たしうる役割は大きい一方、その普及には多くの障壁が存在します。生き物が作り出す素材は、魅力的な性能を持つ一方で、工業利用に必要なその他の基本性能や均質性の担保に課題があり工業利用は困難を極めます。また、クモを始めとし、そもそも家畜化に適さない生物も多く存在します。タンパク質を素材として普及させるには、それぞれの産業・用途で求められる性能要件を満たすタンパク質素材を、低コストかつ安定した品質で生産する技術の確立が必要不可欠です。こうした背景の中、以下の素材開発/生産プロセスを基盤に当社の開発する構造タンパク質素材(以下、「本素材」といいます。)を普及させるための研究開発に取り組んでいます。

プロセスの概要

当社グループでは、独自の分子構造・性能・生産性をもつタンパク質を分子レベルで設計する技術、設計したタンパク質を人工的に大量生産する技術、大量生産したタンパク質を繊維・樹脂・フィルムなど用途に応じた形態の素材に加工する技術を独自に開発しています。

- (A) 分子設計：目的の特性をもつタンパク質素材を得るためのアミノ酸配列をコンピューター上で設計します。
- (B) 遺伝子合成：設計したタンパク質に対応する遺伝子(DNA)を化学的に人工合成します。
- (C) 発酵：合成した遺伝子を導入した微生物に糖類等の栄養源を与えて培養し、設計したタンパク質を生産させます。
- (D) 精製：発酵後の培養液から設計したタンパク質を取り出し、微生物の残渣等から分離します。
- (E) 加工：設計したタンパク質を加工し、繊維・樹脂・フィルムなど後工程での用途に応じた形態に成型します。



プロセスの特徴・革新性

- (A) テーラーメイド分子設計：当社グループではこれまで既に大量のタンパク質分子を設計し、素材としての機能性・生産性などの評価をしてデータベース化しています。こうした膨大なデータから、アミノ酸配列の違いが強度、伸縮性、親水・疎水性、紫外線耐性、生体適合性などの素材特性にどのような影響を与えるかについての知見を蓄積しています。分子設計が可能であることは本素材の極めて画期的な特徴であり、すなわち最終用途に応じて求められる性能の素材をテーラーメイドで設計できるようになることを意味します。これは「素材ありきのものづくり」から、「用途ありきのものづくり」へのパラダイムシフトです。
- (B) 環境性：本素材は、微生物を用いた発酵プロセスによって生産しており、その原材料、すなわち微生物の栄養源は、糖類などの農作物由来の資源（バイオマス）です。石油等の枯渇資源に頼らず、バイオマスを原材料として生産が可能であり、高い生分解性も期待できることから、持続可能な循環型素材といえます。
- (C) 単一プロセス複数プロダクト：微生物を利用したタンパク質の発酵生産においては、タンパク質の設計図となる遺伝子さえ変えれば、ひとつの生産プロセスで膨大な種類のタンパク質の生産が可能です。すなわち、同一工場、同一原料で無数のバリエーションの素材が生産できます。

(2) 事業の概要

当社グループは、現在は構造タンパク質素材の普及に向けた研究開発段階にありますが、中期的には当社グループで構造タンパク質素材の商業生産を行い、顧客に対して構造タンパク質素材、又は素材を用いた製品を販売することで収益基盤を構築する予定であります。なお、2018年11月21日に設立したSpiber (Thailand) Ltd. が、タイ国において素材の原料となるタンパク質ポリマーの商業生産を2021年以降に開始する予定です。2014年9月に小島プレス工業株式会社との合併により設立したXpiber株式会社は、その原料を用いた素材の製造・販売に関する一部機能を担う予定です。

また、当社グループが目指す長期的なビジネスモデルは、知的財産の独占的基盤に基づく「ライセンスビジネス」です。当社グループによる本素材の商業生産により普及の礎を築いた後は、第三者への技術ライセンスを行うことで本素材の製造規模を加速度的に拡大し、世界規模での普及を実現する予定です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Xpiber株式会社	山形県鶴岡市	100,000	構造タンパ ク質事業	(所有) 直接 100	本社研究施設の賃借 役員の兼任
Spiber (Thailand) Ltd.	バンコク、 タイ王国	494,000千THB	構造タンパ ク質事業	(所有) 直接 99.9	当社グループのタイ王国 におけるプラント建設及 び稼働準備 役員の兼任
(持分法適用会社) 株式会社シンプロジェン	兵庫県神戸市	68,000	長鎖DNA合 成事業	(所有) 直接 50	役員の兼任 知的財産権の実施許諾 共同研究開発

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. Xpiber株式会社及びSpiber (Thailand) Ltd.は、特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
構造タンパク質事業	156
合計	156

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 前連結会計年度に比べ従業員数が21名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
156	34.7	2.8	3,669,287

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が21名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

地球生態系の基幹物質である「タンパク質」の高度な産業利用の実現は、再生可能資源をベースとした循環型社会への転換に向けて不可欠なピースとなります。合成生物学的アプローチによるタンパク質の設計技術及び微生物発酵による超低成本生産技術というキーテクノロジーを核として、産業間のエコシステムを分野横断的に再構築し、関連するビジネスの実行に不可欠な知的財産の独占的基盤を創り上げることが当社の基本戦略です。検索というキーテクノロジーを核としてGoogleがIT産業におけるイニシアチブを取ったように、膨大な遺伝子情報や実験データ、機械学習を活用する本事業は"Winner-takes-all"のビジネスとなります。当社グループでは、本事業におけるグローバルなイニシアチブを取るべく、以下の課題に継続して取り組んでまいります。

(1) 素材の迅速かつ大規模な普及

本素材の普及には、当社グループの素材を既存素材と比較して優位性のある価格で大量供給できる体制を早期に構築すること、及び市場への浸透を加速させる効果的なマーケティング活動により強力なブランドを確立することが肝要であると考えています。

(2) 用途拡大のためのアプリケーション開発

当社グループは、産業規模が巨大で、大規模に採用された際のインパクトが大きいアパレル分野及び自動車分野に重点的をおき、アプリケーション開発に取り組んでいます。今後、アパレル分野及び自動車部品以外の市場分野においても順次アプリケーション開発のパイプライン拡充に努めます。

(3) 知的財産の基盤整備

当社グループが目指す長期的なビジネスモデルは、知的財産の独占的基盤に基づく「ライセンスビジネス」です。当該事業基盤構築のために取り組むべきことは、本素材の高機能化・低コスト化・用途拡大のための研究開発、及びこれらの結果得られる知的財産の集積であると考えております。当社は製造技術・加工技術・用途に関する国際特許をすでに多数出願しておりますが、今後も戦略的な特許出願を積極的に実行することで特許網の強化に努めます。

(4) 組織体制の強化

当社グループでは研究開発や事業開発に関する業務内容の拡大を加速する必要があるため、新規人材採用、人材育成、及び外部組織とのアライアンス・連携を通して組織体制の強化に努めます。組織の規模が急速に拡大する中では、新規人材に対して当社グループの社員が持つ使命感や姿勢を確実に共有し、企業文化を維持・強化し続けることが最も重要なことであると認識しています。

(5) 資金調達

当社グループでは本素材の普及拡大を図るため、今後多額の研究開発投資と設備投資を行う必要があります。これら将来の資金需要を満たすため、積極的に資金調達に努めます。生産規模の拡大に伴い営業キャッシュフローを創出するまでの期間は、第三者割当増資や金融機関からの借入により調達する予定です。

(6) 内部管理・統制強化

当社グループの全社員が「会社は社会のためにある」という基本姿勢や企業文化を共有し続けながら継続企業(ゴーイングコンサーン)としての企業体質を維持・強化するためには、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する継続的な強化が重要であると考えております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状態及びキャッシュ・フロー等の業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止、分散あるいはヘッジすることにより軽減を図っておりますが、予測を超える事態が生じた場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、記載した事項は、本書提出日現在において判断したものであり、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年8月31日現在においても国内外で社会・経済活動に大きな影響が生じており、引き続き注視が必要な状況と認識しております。当社グループでは、感染が急速に拡大した場合の医療提供体制の崩壊を社会・経済における最大のリスクと捉え、出張及び来客対応の原則禁止（2020年2月26日より）、原則在宅勤務への移行（2020年3月3日より。研究開発等の業務については十分な感染防止対策を講じた上で出社）等、県内で感染例が確認される2020年3月31日以前より、早期に対策を講じてまいりました。こうした対応により、2020年8月31日現在において、当社グループの従業員において感染者は確認されておらず、当社グループの事業活動が大きな影響を受けている状況にはございません。しかしながら、今後研究開発や素材生産、工場の建設管理等の業務に従事する従業員または従業員と生活を共にする家族等が新型コロナウイルスに感染した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染者との濃厚接触が疑われる場合等には、これら活動を一時的に停止する等の事業影響が生じる可能性があります。引き続き、機動的且つ徹底した感染防止対策により当該リスクを軽減してまいります。また、今後国内外の経済環境が悪化し、計画する資金調達の実行が長期化した場合、当社グループの財務状況に影響が及ぶ可能性があります。重要な活動に焦点を絞った販管費の圧縮に加え、リスクシナリオを想定した資金調達手法・パイプラインの拡充により当該リスクを軽減してまいります。

(2) 新しい事業領域であること

本素材はさまざまな市場セグメントにおいて幅広い用途の展開が期待できる画期的な新素材であると考えておりますが、新しい事業領域であることによる不確実性があります。当社グループの新素材の市場への浸透が計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、本素材は既存の素材とは製造プロセス、組成、物性などが異なる新素材であり、これまで各国において本素材の製造・販売を念頭に置いた各種規制が制定されております。今後、各国において当社素材の製造・販売に関する新規の規制が制定された場合には当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 研究開発活動に関するリスク

当社グループは、本素材の産業化に向け、新技術の基礎研究、応用研究、製品開発、製造技術開発を含む多岐にわたるテーマの研究開発活動を積極的に行っております。当然ながら当社グループにおける個別の研究開発テーマは費用対効果を考慮した合理的な計画に基づき実行されておりますが、すべてのテーマが当社グループの業績に寄与する成果を短期間で生み出す保証はありません。また、人的資源や資金を重点的に投資している重要な研究開発テーマについて、計画された期間内に想定された結果が得られない場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社との競争について

現在、本素材の実用化に向けた研究開発活動は国外においても確認されております。当社グループは素材性能、生産コスト等の面で競合他社に対する優位性を確保する方針ですが、計画したとおりの優位性を発揮し得なかった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの予期しない理由により当社グループの事業上または技術上の秘密情報が競合他社に漏洩した場合、競合他社に対する当社グループの優位性が損なわれ、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合素材について

本素材は、従来の素材にはない様々な特徴を備えておりますが、本素材と同等またはそれ以上の性能を持つ競合素材が開発・事業化された場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 会社組織に関するリスク

経営面において創業者である取締役兼代表執行役関山和秀に多くを依存しております。今後何らかの要因により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの基盤技術は遺伝子工学、発酵工学、高分子化学、繊維工学、機械工学などを含む多分野横断的なものであり、当社グループの研究開発部門には高度な専門的能力や分野横断的なノウハウなどを持つ人材を多数擁しております。そのような人材が退職した場合、重要な技術やノウハウが喪失されることにより当社グループの研究開発の進捗に影響を及ぼす可能性があります。

今後は事業拡大に伴い、事業開発・研究開発・経営管理の人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、人員の確保及び内部管理体制の充実が適時に行われない場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営上の重要な契約について

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が解除又はその他の事由に基づき終了した場合、又は契約の相手方の経営方針の変更、経営環境の極端な変化などがあった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外での事業展開に関するリスク

当社グループは事業をグローバルに展開する計画であり、将来的に日本国外での製造・販売を行うための体制構築の準備を進めております。しかし、今後何らかの理由により海外展開に対応するための十分な体制が構築されない場合や、当社が展開を推進または計画しているタイ国（当社生産拠点）、米国（当社生産拠点及びアライアンス先企業の拠点）、欧州（主にアライアンス先企業の拠点）等におけるCOVID-19の拡大等の影響により計画に重大な遅延等が発生した場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製造・販売機能の確立に関するリスク

本素材の製造には、多岐にわたる要素技術が必要であり、今後何らかの理由により製造プロセスの構築、製造設備の導入、製造オペレーション体制の構築等が製造機能の確立が当社の想定通りに実現されない場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、販売機能についても体制の整備を進める計画ですが、今後何らかの理由によりこうした取組みが当社の想定どおり実現しない場合には当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不測の事故に関するリスク

当社グループの研究開発活動に使用される原料の一部は、消防法上の危険物であります。安全管理の徹底や事業所内における自衛消防隊の設置等により事故発生の防止と発生時の被害極小化に努めておりますが、万が一不測の重大事故が発生した場合には、研究開発活動の停止や復旧及び損害賠償等の費用発生等により、当社グループの財政状態や経営成績が影響を受ける可能性があります。

(11) 知的財産権に関するリスク

当社グループは、知的財産権が事業活動・研究開発活動、市場競争力に重要な役割を果たしていることを認識し、自社開発された技術を保護するために特許等の知的財産権の確立を進めるほか、将来の製品及び商品の製造・販売に先立ち、第三者が保有する知的財産権を十分調査し、権利を侵害しないように努めております。しかし、予期しない事情により当社グループと第三者との間で知的財産権に関する紛争が発生し、当社グループに不利な裁定がなされた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制に関するリスク

当社グループは、国内外におけるすべての事業活動において、あらゆる法的規制の遵守徹底を前提としています。が、予期せず法令や規制が変更されるなどの理由により、事業の遂行が制限され、または新たな対策が必要となる場合には、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業においては、特に下記のような法的規制規制の影響を受ける可能性があります。

カルタヘナ法に関連する法的規制

(発酵生産プロセスに遺伝子組み換え菌を採用しているため)

危険物の取扱いに関連する法的規制

(製造工程において危険物に該当する薬品を使用しているため)

(12) その他のリスク

資金繰り及び資金調達等に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上され、継続的な営業損失が生じております。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。今後継続的に財政基盤の強化を図って参りますが、収益確保または資金調達の状況によっては、当社グループの財政状態や経営成績が影響を受ける可能性があります。

マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、創業以来研究開発に注力してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。早期の黒字化を目指しておりますが、事業が計画通り進展せず、マイナスの繰越利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当社は研究開発に先行投資したため、税務上の繰越欠損金を有しております。今後の税制改正で欠損金の繰越控除制度が見直され、欠損金の繰越控除制限が強化された場合、今までに研究開発に投下した資本の一部を回収する機会を喪失してキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。なお、当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

財政状態の状況及び分析・検討内容

第11期連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（資産）	14,054,887	11,590,574	2,464,313	研究開発費投資による現金及び預金の減少によるものであります。
（負債）	2,307,313	1,295,702	1,011,610	施設改修工事金の支払いによる未払金の減少によるものであります。
（純資産）	11,747,574	10,294,872	1,452,702	株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加、当期純損失に伴う繰越利益剰余金の減少、及び自己株式の取得に伴う自己株式の増加によるものであります。

第12期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（資産）	11,590,574	14,909,523	3,318,948	株式発行による現金及び預金の増加、研究開発用設備に対する投資に伴う有形固定資産の増加、及び関係会社株式取得による投資その他資産の増加によるものであります。
（負債）	1,295,702	1,463,609	167,906	未払金の増加によるものであります。
（純資産）	10,294,872	13,445,914	3,151,042	株式発行に伴う資本金及び資本準備金の増加、当期純損失に伴う繰越利益剰余金の減少、及び自己株式の取得に伴う自己株式の増加によるものであります。

経営成績の状況及び分析・検討内容

第11期連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（営業収益）	394,444	200,000	194,444	小島プレス工業株式会社との間で締結した「包括的共同事業化契約」に関する契約金収入について、前連結会計年度で収益認識が全て完了したことによる減少であります。
（営業損益）	1,954,166	2,644,912	690,746	営業収益の増減の他、主に、研究開発投資の積極的实施に伴う営業費用（主に研究開発費）の増加によるものであります。
（経常損益）	284,266	2,524,639	2,240,372	営業損益の増減の他、主に、営業外収益の減少（主に助成金収入の減少）によるものであります。
（親会社株主に 帰属する当期純 損益）	863,815	2,782,127	1,918,311	経常損益の増減の他、主に、特別損失の減少（主に固定資産圧縮損の減少）によるものであります。

第12期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（営業収益）	200,000	233,307	33,307	-
（営業損益）	2,644,912	2,706,114	61,201	営業収益の増減の他、研究開発投資の積極的实施に伴う営業費用（主に研究開発費）の増加によるものであります。
（経常損益）	2,524,639	2,663,155	138,515	営業損益の増減の他、営業外費用の増加（主に保育事業費用及び株式交付費の増加）によるものであります。
（親会社株主に 帰属する当期純 損益）	2,782,127	2,671,173	110,954	経常損益の増減の他、特別損失の減少（主に減損損失の減少）、及び非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失の減少によるものであります。

キャッシュ・フローの状況及び分析・検討内容

第11期連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（現金及び現金同等物）	7,557,535	4,812,690	2,744,845	-
（営業活動によるキャッシュ・フロー）	1,310,283	2,185,442	875,159	税金等調整前当期純損失の増加、助成金収入の減少、及び前受金の増加によるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）	2,160,387	1,868,002	4,028,389	有形固定資産の取得による支出の増加、及び当連結会計年度においては定期性預金の解約による収入が発生しなかったことによるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）	-	1,308,600	1,308,600	株式の発行による収入の増加、及び自己株式の取得による支出の増加によるものであります。

第12期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減金額	主な増減理由
（現金及び現金同等物）	4,812,690	7,346,570	2,533,880	-
（営業活動によるキャッシュ・フロー）	2,185,442	2,001,494	183,948	減損損失の減少、及び前受金の減少によるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）	1,868,002	1,282,295	585,706	有形固定資産の取得による支出の減少、及び関係会社株式の取得による支出の増加によるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）	1,308,600	5,841,741	4,533,141	株式の発行による収入の増加、及び自己株式の取得による支出の増加によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループは、当連結会計年度において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

b. 受注状況

当社グループは、当連結会計年度において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当社グループは、当連結会計年度において研究開発フェーズにあるため、該当事項はありません。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、運転資金や設備投資に必要な資金は、自己資金のほか必要に応じて銀行借入により調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

小島プレス工業株式会社と、繊維素材のみならず構造タンパク質事業全分野について共同で事業化することを目的として、包括的共同事業契約を締結しております。

株式会社ゴールドウインと、スポーツアパレル分野において一定期間の独占的業務提携を行うための事業提携契約を締結しております。

株式会社島精機製作所と一定期間の共同研究契約書を締結しております。

また、当社の連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd.は、TOSPLANT ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD及びTOSHIBA PLANT SYSTEMS&SERVICES CORPORATIONとの間で、タイ王国における培養精製プラントに関する建設請負契約を締結しております。

5 【研究開発活動】

(1) 研究開発要素と課題

当社グループは本素材を量産化し、工業材料として普及させ、新規産業を創出するための研究開発に取り組んでいます。当社グループの研究開発は大きく分けて、分子設計（アミノ酸配列及び塩基配列の設計）、微生物発酵、精製、紡糸、製品開発の5つの要素から構成されます。分子設計は、素材の物性を分子レベルで改変するのみならず、各工程におけるコストを改善する効果を持ちます。設計した高機能かつ高生産性の分子で新規素材を開発し、製品への応用を試み、そこで得られた試験結果をもう一度分子設計に反映させるという作業を循環させることで、ユーザーニーズに応じたテラーメイドの素材開発の実現を目指しています。

当社グループでは設立以来、この分子設計の研究開発を推進し、これまでに大量の遺伝子を設計・合成・ライブラリー化することで、物性や生産性データを蓄積してきました。当社グループでは、今後、材料のさらなる低コスト化と大規模生産プロセスの確立に加え、製品毎に異なる要求物性を付加していくことが、研究開発課題となります。

(2) 研究開発体制

当社グループでは、分子設計から製品開発までの全ての研究開発を当社内にて実施する一貫体制を構築し、研究開発を推進しています。こうした中、ノウハウ要素の強い分子設計、発酵、精製、紡糸の工程に関しては自社内もしくは限られた大学研究機関との共同研究にて、クローズドに研究開発を進め、技術を当社内に蓄積してまいりました。一方、製品開発に関しては、先端的な製品ニーズと確かな技術力を有するメーカーとの共同研究開発体制を構築し、オープンイノベーション体制で開発を推進しております。

(3) 研究開発状況

製品開発

自動車及びアパレル分野等における製品開発に取り組みました。詳細の内容については、共同研究開発パートナーとの守秘義務の関係上、記載できません。

大規模生産プロセスの開発

大規模にスケールアップ可能な微生物発酵、精製、紡糸技術の開発に取り組みました。

低コスト生産技術の開発

工業材料として普及可能な価格での展開を目指した低コスト生産技術の開発に取り組みました。主に、高生産性遺伝子の開発、低コスト培養技術の開発、低コスト精製技術の開発、及び低コスト紡糸技術の開発に取り組みました。これらの活動に伴う当連結会計年度の研究開発費は、総額で1,982,521千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは、研究開発を加速させるため、総額1,538,512千円の設備投資を実施いたしました。当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主な内訳は、サイエンスパーク整備工事、タイ国プラント土地、及びその他研究開発設備の取得であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	工具、器具及び備品	建設仮勘定	合計	
本社 (山形県鶴岡市)	本社 研究開発設備 量産検討設備	1,351,469	297,836	2,481,479 (81,656)	57,395	163,656	211,014	4,562,851	156

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 上記のほか、当社グループ以外から研究用、会議用及び事業所内保育所用施設を賃借しております。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	合計	
Xpiber株式会社	本社 (山形県鶴岡市)	本社 研究開発用施設	1,259,977	159	9,252	1,269,390	14

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 上記のほか、当社グループ以外から本社及び研究開発用施設に係る土地を賃借しております。

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建設仮勘定	合計	
Spiber (Thailand) Ltd.	培養精製プラント (タイ王国)	製造用施設	745,202 (98,964)	159,640	904,843	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 当社は構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 上記のほか、当社グループ以外から事務所用施設を賃借しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、技術開発の進捗、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、2018年12月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。また、当社は、現在「構造タンパク質事業」の単一セグメントであり、以下の計画についても、同セグメントに関連する設備の計画に該当するため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	着手及び完了予定年月	
		着手	完了
タンパク質生産プラント (タイ王国)	構造タンパク質の製造設備	2019年7月	2021年12月

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,803,100	21,803,100	非上場	単元株式数は100株であります。
計	21,803,100	21,803,100	-	-

- (注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。
2. 提出日現在発行数につきましては、本書を本来提出すべき期間の末日現在の発行数を記載しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1) 第3回新株予約権

決議年月日	2012年4月19日
付与対象者の区分及び人数	監査役 1 当社従業員 17 社外協力者 7
新株予約権の数(個)	189個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 189,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり160,000円
新株予約権の行使期間	自 2015年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

会計期間の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。
- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- (7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社
6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２）第４回新株予約権

決議年月日	2013年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22 社外協力者 5
新株予約権の数（個）	129個 （注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 129,000株 （新株予約権1個につき1,000株） （注）１、２、６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個あたり400,000円
新株予約権の行使期間	自 2016年１月１日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

会計期間の末日（2018年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年２月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）１．本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
- ２．当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
- ３．（１）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- （２）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ４．（１）本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- （２）新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後１年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から１年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、１個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。
- ア．当社株式上場日より１年間経過した日より１年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ．当社株式上場日より２年間経過した日より１年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ．当社株式上場日より３年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- （３）新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- （４）各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （５）行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が１単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- （６）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- （７）新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- （８）その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ５．（１）当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認

(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議)されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

３）第５回新株予約権

決議年月日	2014年１月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 31
新株予約権の数（個）	114個 （注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 114,000株 （新株予約権1個につき1,000株） （注）１、２、６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個あたり400,000円
新株予約権の行使期間	自 2017年１月１日 至 2023年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

会計期間の末日（2018年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年２月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）１．本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
- ２．当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
- ３．（１）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- （２）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ４．（１）本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員（アルバイトを含む）が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- （２）新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所（国内外を問わず）に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から１年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い（下記計算式により算出された割当数に、１個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。）、本新株予約権を行使することができる。
- ア．当社株式上場日より１年間経過した日より１年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ．当社株式上場日より２年間経過した日より１年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ．当社株式上場日より３年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- （３）新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- （４）各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （５）行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が１単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- （６）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- （７）新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- （８）その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ５．（１）当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償

にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4) 第6回新株予約権

決議年月日	2014年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社従業員 50 社外協力者 5
新株予約権の数(個)	207個 [202個] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 207,000株 [202,000株] (新株予約権1個につき1,000株) (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり1,500,000円
新株予約権の行使期間	自 2018年 1 月 1 日 至 2024年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

会計期間の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。また、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 本新株予約権の割当を受けた当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員(アルバイトを含む)が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した場合には、本新株予約権を行使することが出来ない。ただし、定年退職、その他正当な事由があるとして当社取締役会の承認を得た場合ならびに相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が証券取引所(国内外を問わず)に上場された後1年の期間が経過するまで、本新株予約権を行使することができないものとする。当社の株式の上場日から1年が経過した日以降は、各新株予約権者は下記の条件に従い(下記計算式により算出された割当数に、1個に満たない端数がある場合は切り上げた数とする。)、本新株予約権を行使することができる。
- ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の30%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 行使時において当社が単元株制度を採用している場合、発行される株式が1単元あたりの株式数未満になるような行使はできないものとする。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。なお、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は権利を行使することができないものとする。
- (7) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (8) その他の条件については、当社株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、または当社が完全子会社となる株式移転計画または株式交換契約、

当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議）されたときは当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の組織再編に際して定める契約または計画等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を新株予約権者に対して交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2015年1月21日開催の取締役会決議により、2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年10月31日 (注) 1	1,700	13,100	1,275,000	2,055,330	1,275,000	2,045,330
2015年2月12日 (注) 2	13,098,300	13,100,000	-	2,055,330	-	2,045,330
2015年3月19日 (注) 3	639,000	13,739,000	479,250	2,534,580	479,250	2,524,580
2015年9月30日 (注) 4	5,990,100	19,729,100	4,792,080	7,326,660	4,792,080	7,316,660
2017年4月3日 (注) 5	156,300	19,885,400	250,080	7,576,740	250,080	7,566,740
2017年5月10日 (注) 6	-	19,885,400	-	7,576,740	5,000,000	2,566,740
2017年9月29日 (注) 7	323,600	20,209,000	550,120	8,126,860	550,120	3,116,860
2018年1月12日 (注) 8	294,100	20,503,100	499,970	8,626,830	499,970	3,616,830
2018年6月29日 (注) 9	50,000	20,553,100	100,000	8,726,830	100,000	3,716,830
2018年9月27日 (注) 10	-	20,553,100	-	8,726,830	2,000,000	1,716,830
2018年9月28日 (注) 11	1,250,000	21,803,100	2,500,000	11,226,830	2,500,000	4,216,830

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 KISCO(株)、(株)平田牧場、(株)荘内銀行、やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合、T I C C 卓越企業投資事業有限責任組合、(株)エル・サン、(株)新生銀行、きらやかキャピタル(株)、野村ホールディングス(株)、他個人 2 名

発行価格 1,500,000円

資本組入額 750,000円

2. 株式分割

1株につき1,000株の割合での株式分割

3. 有償第三者割当

割当先 (株)マルゴ、(株)ビルシステム、(株)佐藤工務、鶴岡建設(株)、(株)シー・アイ・シー

発行価格 1,500円

資本組入額 750円

4. 有償第三者割当

割当先 KISCO(株)、(株)ゴールドウイン、(株)IHI プラントエンジニアリング、東京センチュリーリース(株)、長谷虎紡績(株)、スーパーレジン工業(株)、YAMAGATA DESIGN(株)、カジナイロン(株)

発行価格 1,600円

資本組入額 800円

5. 有償第三者割当

割当先 (株)島精機製作所

発行価格 3,200円

資本組入額 1,600円

6. 資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え

7. 有償第三者割当

割当先 第一生命保険(株)、トヨタ紡織(株)
発行価格 3,400円
資本組入額 1,700円

8. 有償第三者割当

割当先 損害保険ジャパン日本興亜(株)
発行価格 3,400円
資本組入額 1,700円

9. 有償第三者割当

割当先 (株)三菱UFJ銀行
発行価格 4,000円
資本組入額 2,000円

10. 資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え

11. 有償第三者割当

割当先 (株)海外需要開拓支援機構、天野エンザイム(株)、三井住友建設(株)、(株)アデランス
発行価格 4,000円
資本組入額 2,000円

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

2018年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	2	34	2	1	32	90	-
所有株式数 (単元)	-	39,464	1,670	119,668	1,668	302	55,254	218,026	500
所有株式数 の割合(%)	-	18.10	0.77	54.89	0.77	0.14	25.34	100.00	-

(注) 1. 上記「個人その他」の欄には、Spiberグループ従業員持株会を含んでおります。

2. 自己株式437,436株は、「個人その他」に4,374単元及び「単元未満株式の状況」に36株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
KISCO株式会社	東京都中央区日本橋本町 4 - 11 - 2	3,944,900	18.46
株式会社ゴールドウイン	東京都渋谷区松涛 2 - 20 - 6	1,875,000	8.78
関山 和秀	山形県鶴岡市	1,627,700	7.62
小島プレス工業株式会社	愛知県豊田市下市場町 3 - 30	1,599,600	7.49
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3	1,562,500	7.31
菅原 潤一	山形県東田川郡三川町	1,278,800	5.99
本城慎之介	長野県北佐久郡軽井沢町	1,028,900	4.82
株式会社海外需要開拓支援機構	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	928,030	4.34
大和PIパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1	374,800	1.75
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	333,538	1.56
計	—	14,553,768	68.12

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 437,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,365,200	213,652	—
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	21,803,100	—	—
総株主の議決権	—	213,652	—

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) Spiber株式会社	山形県鶴岡市覚 岸寺水上234-1	437,436	-	437,436	2.01
計	-	437,436	-	437,436	2.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（2017年3月31日）での決議状況 （取得期間2017年3月31日～2018年3月30日）	350,000	420,000,000
当事業年度前における取得自己株式	237,436	284,923,200
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	112,564	135,076,800
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	32.16	32.16
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合（％）	32.16	32.16

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（2018年9月26日）での決議状況 （取得期間2018年9月27日～2019年9月26日）	200,000	320,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	200,000	320,000,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合（％）	-	-

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	437,436	-	437,436	-

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書の本来提出日(2019年3月31日)までの期間であります。

3 【配当政策】

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当及び業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。但し、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面は内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性1名 （役員のうち女性の比率10.0％）

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	取締役会 議長	関山 和秀	1983年1月2日生	2007年9月 当社設立 代表取締役社長 2014年6月 当社取締役兼代表執行役(現任) 2014年9月 Xpiber(株)代表取締役 2018年12月 Spiber(Thailand)Ltd.取締役(現任)	(注)3	1,627,700
取締役	指名委員会 委員長 報酬委員会 委員長	菅原 潤一	1984年4月28日生	2007年9月 当社設立 取締役 2009年4月 当社相談役 2011年4月 当社取締役 2014年6月 当社取締役兼執行役(現任) 2014年9月 Xpiber(株)取締役(現任) 2018年9月 (株)シンプロジェン代表取締役(現任)	(注)3	1,278,000
取締役	指名委員会 委員 監査委員会 委員	荒井 俊行	1970年2月5日生	1997年4月 奥野総合法律事務所入所 2013年2月 荒井東京法律事務所設立 所長弁護士(現任) 2013年6月 (株)ニフコ監査役(現任) 2014年6月 当社取締役(現任)	(注)3	—
取締役	報酬委員会 委員 監査委員会 委員	松橋 香里 (戸籍名： 細谷 香里)	1969年6月7日生	1993年4月 (株)東洋情報シス(現TIS(株))入社 2002年10月 新日本監査法人(現有限責任あずさ監査 法人)入所 2006年7月 アセット・インベスターズ(株)(現マー チャント・バンカーズ(株))入社 2008年3月 (株)エムケーキャピタルマネージメント (現(株)イデラ・キャピタルマネジメン ト)入社 2009年5月 ルミナスコンサルティング(株)設立 代表取締役(現任) 2009年5月 松橋香里公認会計士事務所 代表(現 任) 2010年6月 NTSホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2014年6月 当社取締役(現任) 2017年6月 (株)カカコム 社外監査役(現任)	(注)3	4,164
取締役	指名委員会 委員 報酬委員会 委員	富田 勝	1957年12月28日生	1987年1月 カーネギーメロン大学自動翻訳研究所 副所長 1987年1月 カーネギーメロン大学コンピューター 科学部 准教授 1990年6月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授(現 任) 2001年4月 慶應義塾大学先端生命科学研究所 所長 (現任) 2005年10月 慶應義塾大学環境情報学部学部長 2017年3月 当社取締役(現任)	(注)3	125,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	田幡 直樹	1947年12月5日生	1971年4月 日本銀行入行 1990年5月 日本銀行国際局国際金融課長 1990年12月 国際通貨基金（IMF）日本政府副代表 1996年8月 日本銀行ニューヨーク代表兼南北アメリカ統括役 2000年3月 日本銀行信用機構局長兼パーゼル銀行監督委員会日本代表 2001年10月 ムーア・キャピタルマネージメント・ジャパン 副会長 2005年6月 経済同友会幹事 2006年6月 RHJインターナショナル・ジャパン エクゼクティブ・シニア・アドバイザー 2014年6月 エム・アイ・コンサルティンググループ(株) 会長 2015年4月 慶應義塾大学経済学部・大学院 非常勤講師 2015年4月 日本政策投資銀行 日本経済研究所 シニア・アドバイザー 2015年6月 国際通貨基金 ビジティング・スカラージョーンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所 ビジティング・スカラ（現任） 2017年3月 当社取締役（現任）	(注) 3	7,000
取締役	監査委員長	瀧川 博	1949年1月11日生	1973年6月 (株)ニフコ入社 2003年9月 名古屋事務所 執行役員所長 2006年6月 名古屋事務所 取締役所長 2007年4月 ニフコノースアメリカ社長 2009年4月 東京支社グローバル購買本部長 常務執行役員 2011年6月 常勤監査役 2019年3月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
計						3,041,864

(注) 1. 取締役のうち、荒井俊行、松橋（細谷）香里、冨田勝、田幡直樹、瀧川博は、社外取締役であります。

2. 当社は指名委員会等設置会社であります。

3. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役	—	関山 和秀	(1) 取締役の状況参照	同左	(注)	1,627,700
執行役	フロンティア開発部門長	菅原 潤一	(1) 取締役の状況参照	同左	(注)	1,278,000
執行役	経理管理部門長	蓑田 正矢	1987年11月28日生	2011年5月 アクセンチュア(株)入社 2015年9月 当社入社 2017年4月 当社経営企画室長 2018年3月 当社執行役(現任)	(注)	600
執行役	マーケティング部門長	永井 那和	1980年4月16日生	2015年1月 (株)トライバルメディアハウス入社 2016年3月 当社入社 2017年8月 当社マーケティング部門長(現任) 2018年6月 当社執行役(現任)	(注)	—
執行役	Fiber Textile部門長	安部 佑之介	1984年7月26日生	2012年4月 山形スリーエム(株)(現スリーエムジャパンプロダクツ(株))入社 2015年1月 当社入社 2018年10月 当社Fiber Textile部門長(現任) 2019年3月 当社執行役(現任)	(注)	300
計						2,906,600

(注) 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結後に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「『会社』は『社会』のためにある。」という基本姿勢のもと、当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけでなく、社会の要請に反していないか、社会への貢献性を重視しております。コンプライアンスの徹底、経営の透明性、迅速な意思決定を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制

当社の機関設計を指名委員会等設置会社としております。指名委員会等設置会社では、経営の監督機能と業務執行機能が明確に分離され、当社では取締役会が法令の範囲内で業務執行の権限を大幅に執行役に移譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。また、経営の監督機能の強化のため、指名・監査・報酬の3委員会の委員には代表執行役が就任せず、いずれの委員会もその過半数は社外取締役中心で構成しております。

()株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものであります。

会社法第309条第2項に定める株主総会における決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものであります。

()取締役会

7名の取締役（うち5名が会社法第2条第15号で規定する社外取締役）から構成されており、原則毎月1回または必要に応じて随時開催しております。経営の最高意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行います。取締役会では重要な経営の意思決定に十分な時間をかけるために、執行役会へ大幅に権限を委譲することにより、決議事項を重要事項に絞っております。

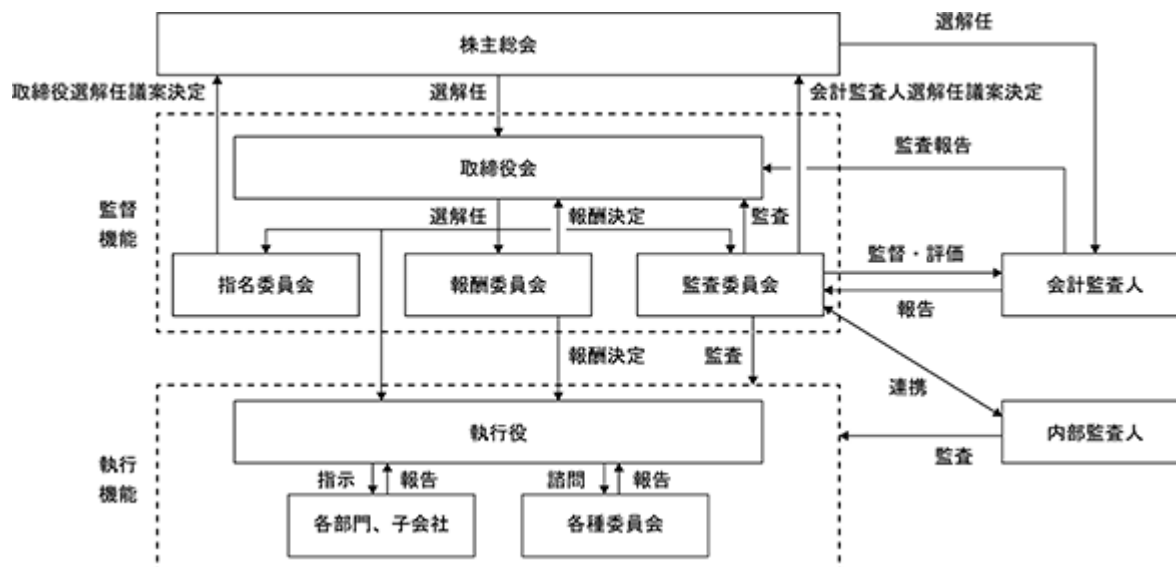
()指名委員会・監査委員会・報酬委員会

指名委員会等設置会社として、法定の指名、監査、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ3名の取締役（指名委員会、報酬委員会はうち2名が社外取締役、監査委員会はすべて社外取締役）から構成されております。また、監査委員は、当社若しくは当社の子会社の執行役又は当社の子会社の会計参与もしくは若しくは支配人その他の使用人を兼務することはできません。監査委員会は原則毎月1回開催し、取締役会へ監査結果を報告しております。

()執行役会

執行役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会から委任を受けた当社の業務の執行の決定及び当社の業務の執行を行っております。

経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置し、課題への対策を講じております。



()内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守などを内部統制目標とし、企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化に努めております。当社は指名委員会等設置会社であるため、取締役会は、会社法第416条の規定に基づいて監査委員会の職務の執行のために必要なものとして以下(a)に掲げる事項を、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして以下(b)に掲げる事項を決定しています。

(a) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- ・監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができますとしています。
- ・前号で指名することができる監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしています。また、監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとしています。
- ・執行役は、毎月開催される取締役会に出席して、また監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとしています。
- ・執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに監査委員会に当該事実を報告することとしています。
- ・監査委員会は必要に応じ、グループ会社の取締役等及び従業員に対し報告を求めることができ、また監査委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないものとしています。
- ・監査委員会は、内部監査人の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができ、また内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは追加監査の実施等を求めることができますとしています。
- ・執行役、内部監査人および会計監査人は、それぞれ監査委員会と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、執行役、会計監査人および監査委員会の間で相互認識を深めています。
- ・監査委員会は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に選定監査委員を出席させることができ、また必要に応じて選定監査委員は議事録・会議資料等を閲覧することができるとしています。
- ・監査委員の職務の執行に関して生ずる費用は当社が負担しています。

(b)執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ・各執行役は、文書管理に関する社内規則類の定めるところに従い、職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理しております。
- ・当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置付け、リスク管理体制を構築しその有効性・適切性を維持することで経営の健全性を図っております。
- ・各執行役の職務は、「取締役会規程」にて規定された領域とし、事業計画の策定、経営資源の配分および組織の構築と運営を行っております。運営に際しては、「職務権限表」に基づき具体的な意思決定を行っております。
- ・「取締役会規程」に沿って、執行役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業計画の進捗状況を確認するとともに、重要事項の決定およびリスクへの機動的な対応を図っております。
- ・適正な財務報告を確保するため、関連する法令に基づき適切な会計処理を選択し、その内容を規程として定めた上で全従業員に周知するとともに、適切に運用しております。また、財務報告の信頼性にかかわるリスクを把握し、予防・是正できる体制を構築するために、財務報告にかかわる重要な情報が適時・適切に報告される仕組みを整備しております。
- ・反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力への対応に関する規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する当社としての姿勢及び具体的対応を従業員に周知するとともに、新規取引先との契約締結又は取引にあたっては事前に調査を行う体制を構築しております。

()内部統制システムの運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。その概要は次の通りであります。

(a)コンプライアンスに関する取り組み

執行役及び従業員が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築しております。

(b)リスク管理に関する取り組み

当社代表執行役が主導して、リスク管理の方針・体制の整備、運用等を継続的に実施しております。また、当社グループのリスク管理の状況について確認を行っているほか、重大性及び緊急性等のあるリスクが生じた場合、その対応策等を講じております。その他、リスク管理の状況を当社取締役会及び監査委員会に報告しています。

(c)子会社管理に関する取り組み

当社は、当社子会社が当社執行役会に対し事前承認を求める、または報告すべき事項をまとめた「関係会社管理規定」等に基づき、必要に応じて当社子会社から承認申請・報告を受けております。また、「関係会社管理規程」に沿って、当社企業集団の業務の適正を確保するための体制整備にかかわる指導および管理を行っております。

内部監査及び監査委員会監査

内部監査担当者は3名であり、年間計画に従い当社のすべての部門を対象に、業務全般にわたり監査を実施し、監査結果は書面により代表執行役へ報告され、監査委員会にもその写しを提出しております。

監査委員は、取締役会、執行役会及びその他社内の重要な会議への出席や全部門の計画的な監査を実施しております。また、期初に会計監査人から当該年度監査計画の説明を受け、事業年度末やその他必要に応じて監査手続や監査結果について会計監査人から直接報告を受けております。

会計監査の状況

当社は、監査法人と監査契約を締結し、監査委員会と連携の上、会計監査を実施しております。

(a)監査法人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(b)業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 那須 伸裕

指定有限責任社員・業務執行社員 林 壮一郎

(c)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3 名、その他 8 名

社外取締役

当社は社外取締役を選任するにおいて、過去に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第19号の定義による）の業務執行者であったことがなく、過去 2 年間に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、取締役就任前の顧問としての報酬は除く）を受けたことはなく、今後も受ける予定がない等、社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせる恐れがないこと、また業務上の経験、法律、会計、経営などの専門的な知識を有していることを、選任に係る基本方針としております。当社の社外取締役は「 5 . 役員の状況 (1)取締役の状況」に記載のとおりであります。当社の知りうる限り、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者及びその配偶者、3 親等以内の親族関係にはなく、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。社外取締役が各自の見識及び経験に基づき、取締役会並びに法定委員会である指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において、第三者の視点から助言等を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制において、経営監視機能を発揮することが期待されており、実際にそのような機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役は、常勤監査委員、内部監査人及び会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時、意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

役員報酬の内容

() 提出会社の役員区分ごとの報酬当の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	17,300	17,300	—	—	8
うち社外取締役	14,700	14,700	—	—	5
執行役	24,868	24,868	—	—	6

- (注) 1 . 上記には、当期中に退任した取締役兼執行役 1 名、及び当期中に辞任した執行役 1 名を含んでおります。
2 . 執行役を兼任する取締役 3 名に対する報酬等の額は、取締役として受ける報酬等の額と執行役として受ける報酬等の額を区分して表示しております。

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(a) 基本方針

報酬委員会は、社内取締役1名と社外取締役2名で構成されており、株主をはじめ第三者に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容を決定することを基本方針としております。

(b) 取締役報酬

定額の基本報酬のみであります。各取締役の役割、業務分担等に応じた定額としております。

(c) 執行役報酬

月額基本報酬で構成され、各執行役の役割、業務分担等に応じた定額としております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規程に基づき、取締役会決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)に生じた会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することが出来る旨を定款に定めております。また、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は480万円(常勤社外取締役は0万円)と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

執行役の定数

当社の執行役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の方法

取締役の選任及び解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

() 取締役の責任を免除することができる旨

(職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため)

() 執行役の責任を免除することができる旨

(職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため)

() 中間配当をすることができる旨

(将来、株主への利益還元を機動的に行えるようにするため)

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	81,375	-	33,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	81,375	-	33,000	-

(注) 1 . 監査証明業務に基づく報酬の内訳は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度			当連結会計年度		
	会社法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	金融商品取引法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	その他の監査証明業務に対する報酬(千円)	会社法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	金融商品取引法に基づく監査証明業務に対する報酬(千円)	その他の監査証明業務に対する報酬(千円)
提出会社	18,375	18,000	45,000	15,000	18,000	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-
計	18,375	18,000	45,000	15,000	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 P w C あらた有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は、次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

P w C あらた有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

2018年3月30日(第11期定時株主総会開催日)

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2014年3月31日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2018年3月30日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。当社は、有限責任監査法人トーマツの在任期間が長年にわたることを踏まえ、会計監査人の独立性、適格性、職務執行状況等を基に新たな会計監査人について多面的かつ総合的な評価及び検討を実施してまいりました。その結果、当社の現状により即した監査法人としてP w C あらた有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任いたしました。当社がP w C あらた有限責任監査法人を会計監査人として選任した理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を具備し、また、新たな幅広い視点で効果的かつ効率的な監査が実施できるものと判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応するために、社内体制の構築、会計専門誌の購読、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加を積極的に実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,812,690	7,346,570
その他	316,023	371,283
流動資産合計	5,128,713	7,717,854
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	² 2,601,302	² 2,611,447
機械装置及び運搬具（純額）	² 348,748	² 297,996
工具、器具及び備品（純額）	² 209,416	² 172,909
土地	2,371,327	3,226,682
リース資産	69,481	57,395
建設仮勘定	400,982	370,655
有形固定資産合計	¹ 6,001,258	¹ 6,737,085
無形固定資産		
ソフトウェア	18,074	13,554
その他	1,650	4,130
無形固定資産	19,725	17,684
投資その他の資産		
投資有価証券	-	96,843
長期前払費用	439,077	333,778
その他	1,800	6,276
投資その他の資産合計	440,877	436,899
固定資産合計	6,461,861	7,191,669
資産合計	11,590,574	14,909,523

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	263,286	413,098
リース債務	16,382	17,198
前受金	33,307	-
課徴金引当金	3 109,250	3 148,250
その他	182,057	213,683
流動負債合計	604,283	792,230
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
リース債務	58,657	44,787
繰延税金負債	50,416	46,313
資産除去債務	230,090	237,151
その他	52,254	43,125
固定負債合計	691,419	671,378
負債合計	1,295,702	1,463,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,126,860	11,226,830
資本剰余金	8,116,860	11,216,830
利益剰余金	6,331,166	9,002,339
自己株式	284,923	604,923
株主資本合計	9,627,630	12,836,397
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	-	24,070
その他の包括利益累計額合計	-	24,070
非支配株主持分	667,241	633,587
純資産合計	10,294,872	13,445,914
負債純資産合計	11,590,574	14,909,523

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
営業収益	200,000	233,307
営業費用	1、2 2,844,912	1、2 2,939,421
営業損失()	2,644,912	2,706,114
営業外収益		
助成金収入	119,746	89,952
保育事業収入	3 20,312	3 43,096
その他	8,089	9,201
営業外収益合計	148,148	142,250
営業外費用		
支払利息	1,098	1,199
株式交付費	-	20,999
保育事業費用	3 26,575	3 68,256
持分法による投資損失	-	5,156
その他	201	3,680
営業外費用合計	27,875	99,291
経常損失()	2,524,639	2,663,155
特別損失		
固定資産除却損	660	551
減損損失	4 216,404	4 -
課徴金引当金繰入額	5 27,000	5 39,000
特別損失合計	244,064	39,551
税金等調整前当期純損失()	2,768,704	2,702,706
法人税、住民税及び事業税	19,915	6,223
法人税等調整額	20,439	4,103
法人税等合計	524	2,120
当期純損失()	2,768,179	2,704,827
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	13,947	33,653
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,782,127	2,671,173

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1 日 至 2018年12月31日)
当期純損失 ()	2,768,179	2,704,827
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	24,070
その他の包括利益合計	1 -	1 24,070
包括利益	2,768,179	2,728,897
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,782,127	2,695,243
非支配株主に係る包括利益	13,947	33,653

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,326,660	7,316,660	3,549,038	—	11,094,281	—	—	653,293	11,747,574
当期変動額									
新株の発行	800,200	800,200			1,600,400				1,600,400
自己株式の取得				284,923	284,923				284,923
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,782,127		2,782,127				2,782,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								13,947	13,947
当期変動額合計	800,200	800,200	2,782,127	284,923	1,466,650	—	—	13,947	1,452,702
当期末残高	8,126,860	8,116,860	6,331,166	284,923	9,627,630	—	—	667,241	10,294,872

当連結会計年度(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,126,860	8,116,860	6,331,166	284,923	9,627,630	-	-	667,241	10,294,872
当期変動額									
新株の発行	3,099,970	3,099,970			6,199,940				6,199,940
自己株式の取得				320,000	320,000				320,000
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,671,173		2,671,173				2,671,173
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						24,070	24,070	33,653	57,723
当期変動額合計	3,099,970	3,099,970	2,671,173	320,000	3,208,766	24,070	24,070	33,653	3,151,042
当期末残高	11,226,830	11,216,830	9,002,339	604,923	12,836,397	24,070	24,070	633,587	13,445,914

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,768,704	2,702,706
減価償却費	609,642	559,106
株式交付費	-	20,999
助成金収入	119,746	89,952
支払利息	1,098	1,199
持分法による投資損益(は益)	-	5,156
課徴金引当金の増減額(は減少)	27,000	39,000
固定資産除却損	660	551
減損損失	216,404	-
前渡金の増減額(は増加)	7,560	1,080
未払金の増減額(は減少)	42,183	31,281
前受金の増減額(は減少)	33,307	33,307
その他	316,988	22,977
小計	2,267,582	2,144,612
利息の受取額	1,839	127
利息の支払額	1,199	1,199
助成金の受取額	86,384	164,105
法人税等の支払額	4,884	19,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,185,442	2,001,494
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の購入による支出	-	2,000
有形固定資産の取得による支出	1,853,106	1,174,872
無形固定資産の取得による支出	14,895	5,423
関係会社株式の取得による支出	-	100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,868,002	1,282,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	6,876	17,198
株式の発行による収入	1,600,400	6,178,940
自己株式取得による支出	284,923	320,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,308,600	5,841,741
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	24,070
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,744,844	2,533,880
現金及び現金同等物の期首残高	7,557,535	4,812,690
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,812,690	1 7,346,570

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Xpiber株式会社
Spiber(Thailand)Ltd.

2018年11月に子会社Spiber(Thailand)Ltd.を設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称 株式会社シンプロジェン

2018年8月に株式会社シンプロジェンの株式を取得したことに伴い、同社を持分法の適用範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

個別法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

収益認識

(株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価)

株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価は、契約時点で確定している対価について、契約書に定める移行時期までの期間に基づき、受取金額を上限に定額法により認識しております。

繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,471,553	2,057,485

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
建物及び構築物	278,123	278,123
機械装置及び運搬具	212	212
工具、器具及び備品	5,757	5,757
計	284,094	284,094

3 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

(連結損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
給与諸手当	181,287	190,405
支払報酬	196,300	168,738
研究開発費	1,961,147	1,982,521
減価償却費	84,551	73,505

2 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1 日 至 2018年12月31日)
研究開発費	1,961,147	1,982,521

3 保育事業による取引高

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1 日 至 2018年12月31日)
保育事業収入		
児童育成協会助成金収入	18,668	35,163
保育料収入	1,644	7,933
計	20,312	43,096
保育事業費用		
人件費	14,707	43,159
消耗品費	5,927	7,048
その他	5,940	18,047
計	26,575	68,256

4 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年 1月 1 日 至 2017年12月31日）

減損損失を認識した資産

(単位：千円)		
用途	種類	減損損失
鶴岡プラント設計費用	建設仮勘定	171,112
研究開発用資産	建物・工具、器具及び備品・ 機械及び装置	39,281
その他事業用資産	工具、器具及び備品	534
非事業用資産	工具、器具及び備品	5,476
計		216,404

減損損失の認識に至った経緯

鶴岡プラント設計費用については当連結会計年度中に計画見直しとなり、設計について使用されうる見込がなくなったことから帳簿価額を減損損失として認識しております。研究開発用資産及びその他事業用資産の内、遊休状態にある資産については帳簿価額を減損損失として認識しております。非事業用資産については当連結会計年度中に外部機関による鑑定結果との差額を減損損失として認識しております。

当連結会計年度（自 2018年 1月 1 日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

5 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各連結会計年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各連結会計年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	-	24,070
組替調整額	-	-
その他の包括利益合計	-	24,070

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	19,729,100	479,900	—	20,209,000
合計	19,729,100	479,900	—	20,209,000
自己株式				
普通株式 (注) 2	—	237,436	—	237,436
合計	—	237,436	—	237,436

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加479,900株は、有償第三者割当による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加237,436株は、2017年3月31日開催の株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	20,209,000	1,594,100	—	21,803,100
合計	20,209,000	1,594,100	—	21,803,100
自己株式				
普通株式 (注) 2	237,436	200,000	—	437,436
合計	237,436	200,000	—	437,436

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,594,100株は、有償第三者割当による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加200,000株は、2018年9月26日開催の株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定は一致しております。

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置及び運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「３．会計方針に関する事項（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に株式発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに残高管理及び回収可能性について検討を行い、財務状況の悪化に伴う回収懸念の早期把握や軽減措置を講じております。また、連結子会社は、当社に準じた管理を実施し、当社においてもその内容の把握を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金利の変動状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また連結子会社についても同様に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,812,690	4,812,690	—
資産計	4,812,690	4,812,690	—
(1) 未払金	263,286	263,286	—
(2) 長期借入金	300,000	301,098	1,098
負債計	563,286	564,385	1,098

当連結会計年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,346,570	7,346,570	—
資産計	7,346,570	7,346,570	—
(1) 未払金	413,098	413,098	—
(2) 長期借入金	300,000	300,907	907
負債計	713,098	714,006	907

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
投資有価証券		
非上場株式	-	2,000
関連会社株式	-	94,843

投資有価証券は非上場株式であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. リース債務については、未経過リース料の期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低く、重要性が乏しいと認められるため、時価の算定及び返済予定額の記載を省略しております。

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2017年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	300,000	-	-	-

当連結会計年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	300,000	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
付与対象者の区分及び人数	監査役1名 当社従業員17名 社外協力者7名	当社従業員22名 社外協力者5名	当社従業員31名	取締役1名 当社従業員50名 社外協力者5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 229,000株	普通株式 144,000株	普通株式 164,000株	普通株式 300,000株
付与日	2012年5月1日	2013年6月30日	2014年1月31日	2014年12月31日
権利確定条件	(注)3	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年1月1日 至 2021年12月31日	自 2016年1月1日 至 2022年12月31日	自 2017年1月1日 至 2023年12月25日	自 2018年1月1日 至 2024年12月15日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を有していること、あるいは当社と顧問契約または共同研究契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。当社の株式が証券取引所(国内外を問わず)に上場し、かつ上場した日から1年を経過していることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	193,000	140,000	126,000	248,000
付与	—	—	—	—
失効	4,000	11,000	12,000	41,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	189,000	129,000	114,000	207,000
権利確定後(株)	—	—	—	—
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2012年3月23日	2013年3月28日	2013年12月26日	2014年12月16日
権利行使価格(円)	160	400	400	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 2015年2月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法、取引事例比準法等の中から、それぞれの評価時点において最適と考えられる技法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,118,060千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	該当事項なし

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,636	18,311
減価償却超過額	152,957	173,037
資産除去債務	68,612	72,854
未収入金	29,598	14,498
長期前受収益	5,388	—
繰越欠損金	1,663,564	2,596,826
繰延税金資産小計	1,931,757	2,875,529
評価性引当額	1,893,034	2,845,370
繰延税金資産合計	38,723	30,158
繰延税金負債との相殺	38,723	30,158
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	60,337	60,884
固定資産圧縮積立金	28,802	15,587
繰延税金負債合計	89,140	76,472
繰延税金資産との相殺	38,723	30,158
繰延税金負債の純額	50,416	46,313

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	50,416	46,313

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社研究棟及び試作研究棟（プロトタイピングスタジオ）の借地契約、及びラボエリア並びに企業内保育施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づく諸費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～38年と見積り、割引率は0.29%～1.60%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
期首残高	221,568	230,090
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,265	3,744
時の経過による調整額	3,255	3,316
その他増減額（ は減少 ）	—	—
期末残高	230,090	237,151

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
(株)ゴールドウイン	200,000	構造タンパク質事業

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
200,000	33,307	233,307

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	その他	合計
5,832,241	904,843	6,737,085

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
(株)ゴールドウイン	200,000	構造タンパク質事業
A社(国外ラグジュアリーブランド)	33,307	構造タンパク質事業

(注)A社との間で守秘義務を負っているため、社名の公表は控えさせていただきます。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは構造タンパク質事業の単一セグメントであるため、固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1 株当たり純資産額 (円)	482.07	599.67
(算定上の基礎)		
普通株式に係る期末純資産の部の合計 額 (千円)	9,627,630	12,812,327
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	19,971,564	21,565,664

1 株当たり当期純損失の金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
1 株当たり当期純損失 () (円)	140.64	129.90
(算定上の基礎)		
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 () (千円)	2,782,127	2,671,173
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	2,782,127	2,671,173
普通株式の期中平均株式数 (株)	19,781,676	20,562,691

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株の発行

当社は、当連結会計年度の末日後の期間において総額7,071,189千円の新株を発行しております。当該事象に関する内容は、以下のとおりであります。

第三者割当増資 999,999千円

(1)概要

当社は、2019年3月27日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2019年11月26日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2019年12月6日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 238,095株
発行価額	1株につき金4,200円
発行価額の総額	999,999千円
払込期日	2019年12月6日
割当先及び割当株式数	協和発酵バイオ株式会社 238,095株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌連結会計年度以降における事業運営及び設備投資資金に充当しております。

第三者割当増資 4,377,198千円等

(1)概要

当社は、2019年12月23日付の会社法第370条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）によって、Archer Daniels Midland Company（以下「同社」という。）との間で、様々な有用物質の発酵生産に向けた共同取り組みの第一歩にあたるExclusivity Negotiation Agreement等（以下「本契約等」という。）を締結することを決議し、同日付けで本契約等を締結致しております。

また、当社は、2019年3月27日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2019年12月27日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2019年12月27日に当該募集株式の発行に係る払込を同社より受けております。

(2)本契約等の内容

契約の目的	同社との間で様々な有用物質の発酵生産に向けた共同取り組む予定であります。
契約の内容	同社が所有する発酵施設等に係る独占的使用権等を取得 同社からコンサルティング・サービスを受領
支払対価の総額	4,377,198千円

(3)業績に与える影響

本契約締等の契約期間にわたって、翌連結会計年度以降、一定の割合で費用計上しております。

(4)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 1,042,190株
発行価額	1株につき金4,200円
発行価額の総額	4,377,198千円
募集株式と引換えにする財産の給付の期日	2019年12月23日
出資の目的たる財産に関する事項	Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd. が当社に対して有する4,377,198千円の金銭債権
現物出資財産の価額	4,377,198千円
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)資金の使途

Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd. に対する当社株式の発行は、Archer Daniels Midland Singapore, Pte. Ltd. の当社に対する金銭債権の現物出資により行われるため、同社から当社が取得する手取金はありません。

第三者割当増資 999,999千円

(1)概要

当社は、2019年3月27日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2019年12月27日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2019年12月27日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 238,095株
発行価額	1株につき金4,200円
発行価額の総額	999,999千円
払込期日	2019年12月27日
割当先及び割当株式数	株式会社荏原製作所 238,095株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌連結会計年度以降における事業運営及び設備投資資金に充当しております。

第三者割当増資 108,998千円

(1)概要

当社は、2019年3月27日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2020年1月24日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2020年1月31日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 25,952株
発行価額	1株につき金4,200円
発行価額の総額	108,998千円
払込期日	2020年1月31日
割当先及び割当株式数	Miroslava Duma 25,952株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌連結会計年度以降における事業運営及び設備投資資金に充当しております。

第三者割当増資 499,999千円

(1)概要

当社は、2020年3月25日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2020年3月25日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2020年4月8日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 111,111株
発行価額	1株につき金4,500円
発行価額の総額	499,999千円
払込期日	2020年4月8日
割当先及び割当株式数	豊島株式会社 111,111株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌連結会計年度以降における事業運営及び設備投資資金に充当する予定であります。

第三者割当増資 84,996千円

(1)概要

当社は、2020年3月25日開催の定時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2020年8月21日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2020年8月27日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 18,888株
発行価額	1株につき金4,500円
発行価額の総額	84,996千円
払込期日	2020年8月31日
割当先及び割当株式数	ザ・ユージーン・スタジオ株式会社 18,888株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌連結会計年度以降における事業運営及び設備投資資金に充当する予定であります。

２．資金の借入

当社は、当社の連結子会社がタイ国において建設中のタンパク質生産プラントの建設資金に充当するため、2019年3月29日付で借入限度額5,000,000千円の実行可能期間付タームローン契約を締結しました。当該事象に関する内容は以下のとおりであります。

(1)概要

当社は、2019年3月29日付で実行可能期間付タームローン契約を締結しました。

(2)実行可能期間付タームローン契約の概

借入限度額	5,000,000千円
契約日	2019年3月29日
実行可能期間	2019年4月3日～2021年3月31日
借入満期日	2034年3月31日
利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
資金使途	設備資金（タイ国におけるタンパク質生産プラント建設資金としてのSpiber（Thailand）Ltd. 宛増資資金）
借入先	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 株式会社山形銀行 株式会社荘内銀行 鶴岡信用金庫
財務制限条項	連結貸借対照表における現預金の金額や連結フリーキャッシュ・フロー値に対して、一定の基準値に基づく財務制限条項が付されております。
質権設定義務	当社は、Spiber（Thailand）Ltd. を発行会社とする株式及び新株予約権（以下、「同社株式等」という）を取得後、当社が保有する同社株式等の上に、借入先を質権者とする質権を設定する義務を負っております。

3. 設備投資

当社は、研究開発設備を改良・改修し、研究開発をより加速・充実させるために、総額384,000千円の工事請負契約を締結しております。当該事象に関する内容は以下の通りであります。

既存設備の改修工事

(1)概要

当社は、2019年6月24日開催の執行役会において、試作研究棟（プロトタイピングスタジオ）を改修することを決議致しました。また当該決議に基づき、総額384,000千円の工事請負契約を締結しております。

(2)目的

当社が独自開発する「プリュード・プロテインTM」（微生物による発酵プロセスでつくる構造タンパク質）に関する研究開発の効率化を目的とするものであります。

(3)内容

所在地	山形県鶴岡市
名称	試作研究棟（プロトタイピングスタジオ）改修工事
投資総額	384,000千円

(4)導入時期

着工	2019年8月
竣工	2020年12月期（予定）

(5)業績に与える影響

改修工事完了までの期間においては、業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、中長期的には業績向上に資すると判断しております。

4. 連結子会社による設備投資

当社の連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. は、タイ国におけるタンパク質生産プラントの建設に向けて総額1,851,000千円及び1,214,857千THBの工事請負契約を締結しております。当該事象の内容は以下の通りです。

工事請負契約の締結

(1)概要

当社の連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. は、2019年2月27日付でTOSPLANT ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD及びTOSHIBA PLANT SYSTEMS & SERVICES CORPORATIONとの間で、エンジニアリング、土木建築工事、各種機器・設備の調達、据付工事に係る請負契約を締結致しました。

(2)設備投資の目的

当社が独自開発する「ブリュード・プロテイン™」(微生物による発酵プロセスでつくる構造タンパク質)のタンパク質生産プラントとして使用する予定であります。

(3)設備投資の内容

所在地	タイ王国ラヨーン県のイースタンシーボード工業団地内
名称	タンパク質生産プラント
投資総額	1,851,000千円及び1,214,857千THB

(4)設備導入時期

着工	2019年7月
竣工	2021年12月期(予定)

(5)業績に与える影響

タンパク質生産プラントの竣工及び稼働までの期間においては、業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、中長期的には業績向上に資すると判断しております。

5. 資本準備金の額の減少

当社は、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、総額3,000,000千円の資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えております。当該事象に関する内容は以下の通りであります。

2019年4月16日効力発生 3,000,000千円

(1)概要

当社は、2019年3月11日開催の取締役会において、2019年3月27日開催の臨時株主総会において資本準備金の減少を実施することについて付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

(2)資本準備金の額の減少の目的

自己株式の取得等、今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えます。

(3)資本準備金の額の減少の内容

減少する準備金の項目及びその額	資本準備金 3,000,000千円
増加する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金 3,000,000千円
資本準備金の額の減少が効力を生ずる日	2019年4月16日

(4)資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2019年3月11日
株主総会決議日	2019年3月27日
効力発生日	2019年4月16日

6．自己株式の取得

当社は、株主還元、資本効率向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、総額500,000千円の自己株式を取得しております。当該事象に関する内容は以下の通りであります。

2019年4月26日取得 500,000千円

(1)概要

当社は、2019年3月27日開催の定時株主総会において、特定の株主より自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

(2)自己株式の取得理由

株主還元、資本効率向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(3)取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	312,500株（上限）
株式の取得価額の総額	500,000千円（上限）
取得期間	2019年4月1日～2020年3月31日
取得方法	相対取引による取得

(4)取得結果

取得した株式の総数	312,500株
株式の取得価額の総額	500,000千円
取得日	2019年4月26日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	16,382	17,198	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	300,000	300,000	0.40	2020年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	58,657	44,787	-	2019年～2020年
合計	375,039	361,986	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金は劣後特約付借入金であります。また、期限一括返済であります。

3. 長期借入金の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	300,000	-	-	-
リース債務	17,198	17,198	17,198	10,322

【資産除去債務明細表】

連結財務諸表「注記事項(資産除去債務関係)」に同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,600,513	6,129,345
原材料及び貯蔵品	5,595	7,872
前渡金	22,421	39,108
前払費用	142,058	136,000
未収入金	1 13,289	1 10,260
立替金	1 2,556	1 241,658
その他	127,390	159,270
流動資産合計	4,913,827	6,723,516
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	625,821	754,568
構築物（純額）	651,353	596,900
機械及び装置（純額）	287,829	257,774
車両運搬具（純額）	60,599	40,061
工具、器具及び備品（純額）	196,773	163,656
リース資産	69,481	57,395
土地	2,371,327	2,481,479
建設仮勘定	400,982	211,014
有形固定資産合計	4,664,168	4,562,851
無形固定資産		
ソフトウェア	18,074	13,554
その他	1,650	4,130
無形固定資産合計	19,725	17,684
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,000
関係会社株式	699,990	2,510,710
長期前払費用	439,077	333,778
その他	1,800	6,276
投資その他の資産合計	1,140,867	2,852,766
固定資産合計	5,824,761	7,433,302
資産合計	10,738,588	14,156,819

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 305,449	1 437,946
未払費用	23,598	26,201
リース債務	16,382	17,198
未払法人税等	41,796	63,995
前受金	33,307	-
預り金	72,922	112,026
前受収益	25,001	9,115
課徴金引当金	2 109,250	2 148,250
流動負債合計	627,708	814,734
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
リース債務	58,657	44,787
長期前受収益	52,254	43,125
繰延税金負債	5,096	5,298
資産除去債務	34,473	38,663
固定負債合計	450,482	431,875
負債合計	1,078,190	1,246,610
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,126,860	11,226,830
資本剰余金		
資本準備金	3,116,860	4,216,830
その他資本剰余金	5,000,000	7,000,000
資本剰余金合計	8,116,860	11,216,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	33,380	34,997
繰越利益剰余金	6,331,779	8,963,524
利益剰余金合計	6,298,399	8,928,527
自己株式	284,923	604,923
株主資本合計	9,660,397	12,910,209
純資産合計	9,660,397	12,910,209
負債純資産合計	10,738,588	14,156,819

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
営業収益		
契約金収入	200,000	263,307
営業収益合計	200,000	263,307
営業費用		
販売費及び一般管理費	1、 2 2,878,325	1、 2 2,902,632
営業費用合計	2,878,325	2,902,632
営業損失 ()	2,678,325	2,639,325
営業外収益		
受取利息	1,149	44
助成金収入	2 119,746	2 89,952
業務受託収入	2 4,800	2 5,603
保育事業収入	3 20,312	3 43,096
その他	866	8,268
営業外収益合計	146,873	146,966
営業外費用		
支払利息	1,098	1,199
株式交付費	-	20,999
保育事業費用	3 26,575	3 68,256
その他	199	3,680
営業外費用合計	27,872	94,135
経常損失 ()	2,559,324	2,586,495
特別損失		
固定資産除却損	660	551
減損損失	4 216,404	4 -
課徴金引当金繰入額	5 27,000	5 39,000
特別損失合計	244,064	39,551
税引前当期純損失 ()	2,803,389	2,626,046
法人税、住民税及び事業税	3,880	3,880
法人税等調整額	11,194	201
法人税等合計	7,314	4,081
当期純損失 ()	2,796,074	2,630,128

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計			
					圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	7,326,660	7,316,660	-	7,316,660	56,417	3,558,741	3,502,324	-	11,140,995	11,140,995
当期変動額										
新株の発行	800,200	800,200		800,200					1,600,400	1,600,400
準備金から剰余金への振替		5,000,000	5,000,000	-			-	-	-	-
自己株式の取得								284,923	284,923	284,923
税率変更等による 圧縮積立金の調整額					23,288	23,288	-		-	-
当期純損失（ ）						2,796,074	2,796,074		2,796,074	2,796,074
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										-
当期変動額合計	800,200	4,199,800	5,000,000	800,200	23,288	2,772,786	2,796,074	284,923	1,480,598	1,480,598
当期末残高	8,126,860	3,116,860	5,000,000	8,116,860	33,380	6,331,779	6,298,399	284,923	9,660,397	9,660,397

当事業年度(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計			
					圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	8,126,860	3,116,860	5,000,000	8,116,860	33,380	6,331,779	6,298,399	284,923	9,660,397	9,660,397
当期変動額										
新株の発行	3,099,970	3,099,970		3,099,970					6,199,940	6,199,940
準備金から剰余金への振替				-					-	-
自己株式の取得		2,000,000	2,000,000					320,000	320,000	320,000
税率変更等による 圧縮積立金の調整額					1,616	1,616	-		-	-
当期純損失（ ）						2,630,128	2,630,128		2,630,128	2,630,128
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										-
当期変動額合計	3,099,970	1,099,970	2,000,000	3,099,970	1,616	2,631,744	2,630,128	320,000	3,249,811	3,249,811
当期末残高	11,226,830	4,216,830	7,000,000	11,216,830	34,997	8,963,524	8,928,527	604,923	12,910,209	12,910,209

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	7～15年
機械及び装置	4年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
-------------	------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

主に、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

4．引当金の計上基準

課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益認識

(株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価)

株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に関する対価は、契約時点で確定している対価について、契約書に定める移行時期までの期間に基づき、受取金額を上限に定額法により認識しております。

(2) 繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(3)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
短期金銭債権	1,325	241,036
短期金銭債務	43,436	28,668

2 課徴金引当金

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業取引による取引高(注)1		
契約金収入	-	30,000
地代家賃	18,360	10,620
研究開発費	116,040	69,780
営業取引以外の取引による取引高		
業務受託収入	4,800	5,603

(注)1 営業取引による取引高における地代家賃及び研究開発費の前事業年度総額134,400千円及び当事業年度総額80,400千円は、本社研究棟及び試作研究棟(プロトタイピングスタジオ)に関するXpiber株式会社との賃借取引に関するものであります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおよその割合は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
給料諸手当	181,287	190,405
支払報酬	196,020	166,599
研究開発費	2,032,096	2,000,113
減価償却費	50,235	55,869
およその割合		
販売費	2%	2%
管理費	98%	98%

3 保育事業による取引高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
保育事業収入		
助成金収入	18,668	35,163
保育料収入	1,644	7,933
計	20,312	43,096
保育事業費用		
人件費	14,707	43,159
消耗品費	5,927	7,048
その他	5,940	18,047
計	26,575	68,256

4 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）

減損損失を認識した資産

(単位：千円)		
用途	種類	減損損失
鶴岡プラント設計費用	建設仮勘定	171,112
研究開発用資産	建物・工具、器具及び備品・機械及び装置	39,281
その他事業用資産	工具、器具及び備品	534
非事業用資産	工具、器具及び備品	5,476
計		216,404

減損損失の認識に至った経緯

鶴岡プラント設計費用については当事業年度中に計画見直しとなり、設計について使用されうる見込がなくなったことから帳簿価額を減損損失として認識しております。研究開発用資産及びその他事業用資産の内、遊休状態にある資産については帳簿価額を減損損失として認識しております。非事業用資産については当事業年度中に外部機関による鑑定結果との差額を減損損失として認識しております。

当事業年度（自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

5 課徴金引当金繰入額

過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。各連結会計年度において発生した当該引当金繰入額は、課徴金の原因事象が各連結会計年度に帰属する部分を合理的に見積もった額であります

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)		
区分	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
子会社株式	699,990	2,410,710
関連会社株式	—	100,000
計	699,990	2,510,710

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,636	18,311
減価償却超過額	146,051	162,203
資産除去債務	10,280	12,395
未収入金	29,598	14,498
長期前受収益	5,388	—
繰越欠損金	1,663,564	2,593,176
繰延税金資産小計	1,866,518	2,800,585
評価性引当額	1,834,436	2,780,865
繰延税金資産合計	32,082	19,720
繰延税金負債との相殺	32,082	19,720
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,376	9,431
固定資産圧縮積立金	28,802	15,587
繰延税金負債合計	37,179	25,019
繰延税金資産との相殺	32,082	19,720
繰延税金負債の純額	5,096	5,298

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 新株の発行

当社は、当事業年度の末日後の期間において発行価額総額7,071,189千円の新株を発行しております。

詳細は、「1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) 1. 新株の発行」に記載のとおりであります。

2. 資金の借入

当社は、当社の連結子会社がタイ国において建設中のタンパク質生産プラントの建設資金に充当するため、2019年3月29日付で総額5,000,000千円の実行可能期間付タームローン契約を締結しました。

詳細は、「1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) 2. 資金の借入」に記載のとおりであります。

3. 子会社の設立、増資の引受及び子会社株式の質権設定

当社は、2018年11月21日付でタイ国に子会社を設立後、主に同社によるタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当するため、総額1,776,000千THBの増資を引き受けており、同社株式に対して実行可能期間付タームローン契約に基づく質権を設定しております。当該事象に関する内容は以下のとおりであります。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 285,000千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	285,000千THB
払込時期	2019年4月25日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約(2019年3月29日付)に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 437,000千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	437,000千THB
払込時期	2019年8月21日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約（2019年3月29日付）に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 102,600千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	102,600千THB
払込時期	2019年11月20日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約（2019年3月29日付）に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 250,000千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	250,000千THB
払込時期	2020年2月17日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約（2019年3月29日付）に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 490,200千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	490,200千THB
払込時期	2020年5月20日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約（2019年3月29日付）に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

Spiber (Thailand) Ltd. (連結子会社) の増資引受 211,200千THB

(1)概要

当社は、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. のタイ国におけるタンパク質生産プラントの建設資金に充当することを目的として、下記のとおり同社による増資を引き受けました。

(2)引受の内容

発行会社名	Spiber (Thailand) Ltd.
増資払込額	211,200千THB
払込時期	2020年8月20日
その他	当社は、実行可能期間付タームローン契約（2019年3月29日付）に基づき、当社が取得した同社株式に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び鶴岡信用金庫を質権者とする質権を設定しております。

4．設備投資

当社は、研究開発設備を改良・改修し、研究開発をより加速・充実させるために、総額384,000千円の工事請負契約を締結しております。

詳細は、「1．連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）3．設備投資」に記載のとおりであります。

5．資本準備金の額の減少

当社は、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、総額3,000,000千円の資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

詳細は、「1．連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）5．資本準備金の減少」に記載のとおりであります。

6．自己株式の取得

当社は、株主還元、資本効率向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、総額500,000千円の自己株式を取得しております。

詳細は、「1．連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）6．自己株式の取得」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	625,821	189,220	2,160	58,313	754,568	240,427
	構築物	651,353	8,000	—	62,452	596,900	233,310
	機械及び装置	287,829	166,671	1,333	195,393	257,774	685,850
	車両運搬具	60,599	—	—	20,537	40,061	50,562
	工具、器具及び備品	196,773	98,563	296	131,384	163,656	525,063
	リース資産	69,481	3,775	—	15,861	57,395	22,229
	土地	2,371,327	110,152	—	—	2,481,479	—
	建設仮勘定	400,982	57,284	247,252	—	211,014	—
	計	4,664,168	633,668	251,042	483,942	4,562,851	1,752,821
無形 固定資産	特許権	1,650	2,747	—	266	4,130	—
	ソフトウェア	18,074	2,676	—	7,196	13,554	—
	計	19,725	5,423	—	7,463	17,684	—

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社研究棟機器設置関連工事	56,259千円
	本社研究棟改修工事	52,841千円
	子育て支援施設新設工事	36,000千円
	繊維加工装置室増設工事	13,269千円
機械及び装置	繊維加工装置	39,479千円
	抽出装置	33,030千円
	殺菌滅菌装置	26,000千円
工具、器具及び備品	測定機器	14,719千円
土地	サイエンスパーク開発区域土地移転	109,385千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
課徴金引当金	109,250	39,000	—	148,250

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	株券不発行
剰余金の配当の基準日	9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
株式の譲渡制限	取締役会の承認を受けなければならない。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.spiber.jp/about/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1号の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

提出日	提出先	提出事由
2020年4月1日	東北財務局長	その他の者に対する割当

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

提出日	提出先	事業年度
2020年4月1日	東北財務局長	期8期(自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
2020年4月1日	東北財務局長	第9期(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
2020年4月1日	東北財務局長	第10期(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
2020年4月1日	東北財務局長	第11期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(3) 半期報告書及び確認書

提出日	提出先	事業年度
2020年4月1日	東北財務局長	第9期(自 2015年1月1日 至 2015年6月30日)
2020年4月1日	東北財務局長	第10期(自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)
2020年4月1日	東北財務局長	第11期(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

(4) 臨時報告書

提出日	提出先	提出事由
2019年11月26日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(1)
2019年12月25日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2019年12月25日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(2)
2020年1月29日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年2月28日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号
2020年3月30日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(3)
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号
2020年4月1日	東北財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号

(5) 臨時報告書の訂正報告書

提出日	提出先	提出事由
2019年12月3日	東北財務局長	2019年11月26日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書 上記（ 1 ）の臨時報告書の訂正報告書
2020年1月29日	東北財務局長	2020年1月29日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書 上記（ 2 ）の臨時報告書の訂正報告書
2020年4月7日	東北財務局長	2020年3月30日提出の臨時報告書（募集によらないで取得される有価証券の発行）に係る訂正報告書 上記（ 3 ）の臨時報告書の訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年 8 月31日

Spiber株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Spiber株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度の末日後に開催した取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、当該募集株式の発行に係る払込を受けている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年3月29日付で実行可能期間付タームローン契約を締結している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるSpiber (Thailand) Ltd. は、タイ国におけるタンパク質生産プラントの建設に向けて、2019年2月27日付で工事請負契約を締結している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年4月16日に資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出
会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

Spiber株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSpiber株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Spiber株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当事業年度の末日後に開催した取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、当該募集株式の発行に係る払込を受けている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年3月29日付で実行可能期間付タームローン契約を締結している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、タイ国子会社を設立後に増資を引き受けており、同社株式に対して実行可能期間付タームローン契約に基づく質権を設定している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年4月16日に資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。